

1 観音寺市民会館の使命と役割

(1) 観音寺市の文化芸術施策 — 観音寺市総合振興計画後期基本計画より抜粋 —

① 文化芸術活動の推進

- ・ 地域に根ざした個性豊かな文化の創造を目指し、文化団体・サークルの活動支援や文化ボランティアの育成、さらには、市民の自主的な文化・芸術イベントの充実支援美術展やコンサートなど、すぐれた芸術にふれる機会の拡充に努める。

② にぎわいの創出

- ・ 新市民会館を核とした中心市街地の人の流れの形成
(中央七間橋線の改築、市道駅通り池之尻線の交差点改良、公衆便所の整備)
- ・ 新市民会館や商店街等におけるイベントの推進

③ 地域内外の連携と吸引力向上事業の推進

- ・ JR 観音寺駅周辺は、人や文化が交流する市の玄関口としてふさわしい面的整備を進める。
- ・ 新市民会館の整備にあわせ、中心市街地へ来訪者を誘導するため、主要道路等に案内標識を設置するよう、関係機関に働きかける。

④ 文化芸術を取り入れた特色ある市街地づくりの推進

- ・ 来訪者や地域住民が回遊しながら憩い、安らげる空間づくりとして、芸術文化性を取り入れた環境整備を引き続き推進する。
- ・ 空き店舗の活用や地域ぐるみでの連携等を進め、市街地内での芸術文化イベント等の充実にも努め、これまでの研修成果を生かして、観音寺市らしい特色ある市街地づくりを推進する。

⑤ 文化的施設の整備、充実

- ・ 新市民会館を文化芸術活動拠点施設として整備します。
また、施設の管理運営については、指定管理者制度の導入を含めて検討を進める。

(2) 国（文化庁）の公立文化施設に関する考え方

公立文化施設の現状としては、多目的に利用されている場合が多く、かつ、貸館公演が中心となっており、公立文化施設としての機能が十分に発揮されていない。また、実演芸術の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

それをふまえて、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、以下のような事項に努めることとされています。

① 劇場、音楽堂等に関する施策の策定、実施について

- ・ 各地方公共団体において、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施するよう努める。
また、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する。

② 学校との連携について

- ・ 実演芸術に触れることを通じて、子どもの発想力やコミュニケーション能力の育成、将来の芸術家の育成、並びに芸術鑑賞能力の向上を図ることが重要である。関係機関及び関係団体が相互に連携、協力し、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるような機会の提供等に努める。

③ 鑑賞者の育成について

- ・ 劇場、音楽堂等の活性化に当たっては、鑑賞者を育成することが重要である。教育活動及び啓発活動等を通じて、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する関心が高まるとともに理解が深まるよう努める。

④ 指定管理者制度の適用について

- ・ 劇場、音楽堂等の管理運営に関し、指定管理者制度を活用する場合には地域の実情を踏まえつつ、民間事業者のノウハウを活用し、公の施設のサービスの質の向上を効果的に図るといふ制度本来の趣旨が実現され、質の高い事業内容が展開できるよう、指定管理者の選定、文化芸術の特性を踏まえた指定期間の設定、指定管理者が自主事業を行いやすい環境の整備等、公立文化施設の機能を十分に発揮できる運用に努める。

(3) 基本理念

【音を観るまち”文化芸術クリエーションホール”をめざして】

基本理念の根底にあるものは、「文化芸術の創造」

※「創造」とは → 新しいものを産み出すこと、創作や発明、あるいは新しい考え方



これまでの文化芸術活動を継続しながら、そこに新たなものや考え方を取り入れて文化芸術の振興を図るとともに、文化芸術を創造していく

※「音を観るまち」とは ?

観音寺市の市名にちなんだスローガン

- ① 人の心音（心根）を感じるまち （注）心根 → 心の奥底にあるもの、気持ち
- ② 人の見えない心の声に関心を寄せるまち

★ 固定観念にとらわれずに、一人ひとりがそれぞれに感じ、思うがままに想像力を膨らませていただければ・・・

(4) 基本方針

① 舞台利用者が使いやすいホール

- ・ 舞台を広げ、舞台のとりまわしを容易にし、舞台袖もこれに対応した舞台とする。
- ・ 技術者が使いやすい照明設備を導入する。
- ・ 音響環境の良い音響設備を導入する。
- ・ 楽屋エリアは幅広い出演者に対応ができるよう、様々な利用を想定して整備する。

② 来館者が舞台に集中できる快適なホール

- ・ 観客が視界を遮られることなく舞台全体を見渡せることができるなど、視覚条件に優れた客席を整備する。
- ・ 舞台に集中できる、座り心地に配慮した客席環境を整備する。

③ 地域活動グループ等の文化芸術の創造を支援できる施設

- ・ 文化芸術の創造、練習、公演をそれぞれの段階で支援できるスペースを整備する。

④ 複合的な交流施設

- ・ 文化芸術の交流、発信拠点とするほか、コンベンションホールとしても利用可能な施設を整備する。
- ・ 来館者が快適に過ごせる環境を整え、憩いの場（社交の場）とする。

⑤ 駐車場の確保

- ・ 大規模催事にも対応できる駐車場を整備する。
- ・ 緑地等を整備し、来館者が利用しやすい空間を確保する。

(5) 使命と役割

【 地域に根ざした個性豊かな文化芸術の振興・創造を支援できる施設 】

【 多様で優れた文化芸術に触れ、参加し、豊かな心を育める施設 】

【 人が集まり、憩い、交流できる施設 】

